

(4)

箕面栗生第二住宅管理組合 組合業務委託細則

(総 則)

第1条 箕面栗生第二住宅管理組合（以下「組合」という）は、組合規約（以下「規約」という）第13条に定める組合の業務の一部を第三者に委託するため、規約第63条に定めるところによりこの細則を定める。

(委託業務の範囲)

第2条 規約第12条に定める業務を委託の範囲とする。

(委託の条件)

第3条 理事長は、理事会の定めるところの委託条件により、規約第13条の規定に基づき組合業務を委託することができる。

(委託契約等)

第4条 理事長は、委託を決定し、又は変更したときは受託者と次に掲げる事項を定めた委託契約を締結するものとする。

- 一 委託業務の範囲
- 二 委託の費用及びその支払方法
- 三 委託の期間
- 四 収支報告及び監査
- 五 その他契約を締結するに必要な条件

(委託の公示)

第5条 理事長は、受託者と委託契約を締結したとき、又は解約し、もしくは期間満了により終了させたときは、速やかにこの旨を公示するものとする。

(組合費の支払期日及び方法)

第6条 組合員は、組合費を毎月25日までに別に定める方法により受託者に支払うものとする。

(意見の聴取)

第7条 理事長は委託する場合、組合員の意見を聞くことができるものとする。

(細則の変更)

第8条 この細則は、総会の承認を得て変更することができるものとする。

〔附 則〕

1. 昭和50年（1975）3月28日施行
2. 昭和62年（1987）3月29日改正・同日施行